

## ●原料費調整制度とは

「原料費調整制度」とは、為替レート（TTS）ならびにサウジアラビア産（CP）、米国産シェールガス（MB）の輸入価格の変動を迅速にガス料金に反映させる制度で原料を輸入している都市ガス、電力会社では既に採用しております。

原料価格が変動した場合に単位料金（使用量1m<sup>3</sup>当たりの単価）を毎月調整する仕組みとなっており、3ヶ月間の「平均原料価格」と「基準平均原料価格」を比較し、「平均原料価格」が下がった場合は単位料金を引き下げ、「平均原料価格」が上がった場合は単位料金を引き上げるというものです。

## ●原料費の調整方法

### ① 基準平均原料価格（トン当たり）

66,970円（2021年7月～2021年9月の3ヶ月平均）

### ② 平均原料価格（トン当たり）

調整単位料金の適用期間に定められた各3ヶ月の期間におけるCP、MBならびに為替レートをもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

$$= (\text{トン当たり平均原料価格CP (円/t)} \times 0.7 + \text{トン当たり平均原料価格MB (円/t)} \times 0.3) \times \text{為替レート}$$

### ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

### ④ 単位料金の調整

調整単位料金は次の算定式で算定し、小数点第3位以下の端数は切り捨てといたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金 (1立方メートル当たり)} = \text{基準単位料金} +$$

$$\text{原料価格変動額} \div 1,000 \div 0.482 \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{調整単位料金 (1立方メートル当たり)} = \text{基準単位料金} -$$

$$\text{原料価格変動額} \div 1,000 \div 0.482 \times (1 + \text{消費税率})$$

### ●調整単位料金の適用期間

平均原料価格に基づき算定した調整単位料金は、翌月のガス料金に適用いたします。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3ヶ月の平均原料価格	反映													
	3ヶ月の平均原料価格	反映												
		3ヶ月の平均原料価格	反映											
			3ヶ月の平均原料価格	反映										
				3ヶ月の平均原料価格	反映									
					3ヶ月の平均原料価格	反映								
						3ヶ月の平均原料価格	反映							
							3ヶ月の平均原料価格	反映						
								3ヶ月の平均原料価格	反映					
									3ヶ月の平均原料価格	反映				
										3ヶ月の平均原料価格	反映			
											3ヶ月の平均原料価格	反映		

お客様へ適用する調整単位料金については、あらかじめ検針時に配布する「ガス料金のお知らせ（兼）ガス料金等領収済みのお知らせ」等でお知らせいたします。

ガス料金についてのお問合せは佐野ガス 管理課までお願ひいたします。

TEL : 0283-22-6262